

平成23年度決算審査特別委員会審査の申し合わせ（案）

(審査の日程)

月 日	会 議 名	場 所
9／5 (水)	本会議終了後：決算審査特別委員会 (正副委員長の互選・分科会の設置・分科会委員の選任・分科会正副会長の選任・委員会審査の申し合わせ)	本会議場
9／10 (月)	市民人権委員会終了後：決算審査特別委員会 市民人権分科会 産業環境委員会終了後：決算審査特別委員会 産業環境分科会	第一第二委員会室 第三第四委員会室
9／11 (火)	予備日	
9／12 (水)	建設委員会終了後：決算審査特別委員会 建設分科会 文教委員会終了後：決算審査特別委員会 文教分科会	第一第二委員会室 第三第四委員会室
9／13 (木)	予備日	
9／14 (金)	総務財政委員会終了後：決算審査特別委員会 総務財政分科会 健康福祉委員会終了後：決算審査特別委員会 健康福祉分科会	第一第二委員会室 第三第四委員会室
9／18 (火)	予備日 13:00 理事会 (ただし、分科会が13時以降に終了した場合は、分科会終了後に開催)	議会運営委員会室
9／20 (木)	10:00 決算審査特別委員会 (分科会報告・総括質疑・討論・採決)	第一第二委員会室
9／21 (金)	予備日	

(会議時間)

会議時間は午前10時から午後5時までを原則とし、審査の進行状況により時間延長して審査を行うものとする。

(審査の方法)

原則として、付託案件を別紙審査順序表のとおり、各常任委員会の所管単位に分割して審査に付し、当該案件を一括して議題としたのち質疑を行う。ただし、歳入及び地方債は、総務財政分科会で質疑を行う。

(分科会報告)

分科会報告は、主な質疑項目を内容とし、文書で配付するものとする。なお、文案は分科会会長に一任する。

(討論)

討論は通告制とし、会派においては会派を代表して1人が行う。持ち時間は1人30分以内とする。なお、討論の順序は「くじ」によって決める。

(採決の方法)

採決の方法については、一括するか分割するか等を理事会で協議する。

(発言時間等)

- 1 分科会委員の持ち時間は、1人30分以内（答弁時間を含まない）とする。
- 2 分科会外委員の持ち時間は、1人15分以内（答弁時間を含まない）とする。なお、分科会外委員が質疑を行おうとするときは、当該分科会の2日前（休日の日を除く）の午後5時までに分科会会长に質疑事項の通告を行うものとし、分科会会长は当該分科会の冒頭に発言許可の可否を諮るものとする。
- 3 総括質疑における発言は、理事会において発言者名を通告し、理事会開催日の午後5時までに質疑事項を通告するものとする。また、持ち時間は「12分×会派等構成議員数」以内（答弁時間を含む。ただし、非交渉会派等の委員については、答弁時間を含まない。）とする。なお、総括質疑の順序は理事会で協議の上決定する。
- 4 総括質疑は、会派においては、会派を代表して行うが、会派で2人以上の質疑者がある場合は、各会派の持ち時間内において続けて質疑を行うものとする。
- 5 本市の出資に係る法人の決算に関する質疑は、理事会において発言者名を通告し、理事会開催日の午後5時までに質疑事項を通告するものとする。また、持ち時間は総括質疑における各会派等の残時間内とし、会派においては、これを代表して行うものとする。なお、質疑の順序は理事会で協議の上決定する。